

生活困窮者自立支援制度の概要

資料8

29年度予算 : 400億円
30年度予算 : 432億円
31年度予算 : 438億円

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

(全国903福祉事務所設置自治体で
1,318機関(平成30年12月時点))

〈対個人〉

- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

〈対地域〉

- ・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

国費 3 / 4

◆福祉事務所未設置町村による相談の実施

- ・希望する町村において、一次的な相談等を実施

国費 3 / 4

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

本人の状況に応じた支援(※)

居住確保支援

再就職のために
居住の確保が
必要な者

◆住居確保給付金の支給

国費 3 / 4

- ・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付

就労支援

就労に向けた準備
が必要な者

◆就労準備支援事業

国費 2 / 3

- ・一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練

なお一般就労が困難な者

柔軟な働き方を
必要とする者

◆認定就労訓練事業 (いわゆる「中間的就労」)

- ・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成(社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する制度)

就労に向けた準備が
一定程度整っている者

◇生活保護受給者等就労自立促進事業

- ・一般就労に向けた自治体とハローワークによる一体的な支援

緊急的な支援

緊急に衣食住の
確保が必要な者

◆一時生活支援事業

国費 2 / 3

- ・住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- ・シェルター等利用者や居住に困難を抱える者に対する一定期間の訪問による見守りや生活支援

家計再建支援

家計から生活
再建を考える者

◆家計改善支援事業

国費 1 / 2, 2 / 3

- ・家計の状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高めるための支援(貸付のあっせん等を含む)

子ども支援

貧困の連鎖の
防止

◆子どもの学習・生活支援事業

国費 1 / 2

- ・生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援
- ・生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育及び就労に関する支援等

その他の支援

◇関係機関・他制度による支援

◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援

◆都道府県による市町村支援事業

- ・市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

国費 1 / 2

生活困窮者等の自立を促進するための

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）の概要

改正の趣旨

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 生活困窮者の自立支援の強化（生活困窮者自立支援法）

(1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

- ① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進
 - ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
 - ・ 両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)
- ② 都道府県等の各部局で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設
- ③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設

(2) 子どもの学習支援事業の強化

- ① 学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化

(3) 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）

- ① シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等

2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化（生活保護法、社会福祉法）

(1) 生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援

- ① 進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付

(2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化

- ① 「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進
- ② 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化

(3) 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援

- ① 無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化
- ② 単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施

(4) 資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例 等

3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進（児童扶養手当法）

- (1) 児童扶養手当の支払回数の見直し（年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）） 等

施行期日

平成30年10月1日（ただし、1. (2)(3)は平成31年4月1日、2. (1)は公布日、2. (2)①は平成33年1月1日、2. (3)は平成32年4月1日、3. は平成31年9月1日※ 等）

子どもの学習・生活支援事業について

事業の概要

- 「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援事業を実施。
- 各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施（地域資源の活用、地域の学習支援ボランティアや教員OB等の活用等）。
- 改正法において、生活習慣・育成環境の改善に関する助言や進路選択、教育、就労に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整を加え、「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

支援のイメージ

- 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う。
- 世帯全体への支援：子どもの学習・生活支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

＜子どもの課題とその対応＞

生活困窮世帯の子ども等を取り巻く主な課題

学習面

- ・高校進学のための学習希望
- ・勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない

生活面

- ・家庭に居場所がない
- ・生活習慣や社会性が身についていない

親の養育

- ・子どもとの関わりが少ない
- ・子育てに対する関心の薄さ

上記課題に対し、総合的に対応

子どもの学習・生活支援事業

学習支援 (高校中退防止の取組を含む)

- ・日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- ・高校進学支援
- ・高校中退防止（定期面談等による細やかなフォロー等）等



生活習慣・育成環境の改善

- ・学校・家庭以外の居場所づくり
- ・生活習慣の形成・改善支援
- ・小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等親への養育支援を通じた家庭全体への支援 等



教育及び就労（進路選択等）に関する支援

- 高校生世代等に対する以下の支援を強化
- ・進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
- ・関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言 等



子どもの学習・生活支援を通じて、子ども本人と世帯の双方にアプローチし、
子どもの将来の自立を後押し（貧困の連鎖防止）



生活習慣・育成環境の改善について（子どもの学習・生活支援事業）

- 生活困窮世帯の子どもは、親との関わりが少なく生活習慣の乱れや社会性の不足など生活面の課題を抱えていたり、保護者も子どもの生活面の課題を含め、子育てに関する悩みを抱えているなど、子どもの生活環境が整っていない場合も少なくない。
 - また、学習支援に行うに当たっても、子どもが生活面の課題を抱えたままであることが、子どもが落ち着いて勉強することや、周囲との関係づくりも含めた円滑な社会生活を送ることを難しくする場合がある。
- ⇒ このため、改正法において、学習支援に加え子どもの生活習慣・育成環境の改善に関する助言等を行う「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

学習・生活支援事業イメージ

生活習慣・育成環境
の改善

学習支援

教育及び就労(進路選
択等)に関する支援

生活習慣・育成環境の改善の具体例

子どもに対する支援

- 居場所での相談支援**
学習・生活支援事業の実施スペース等を活用した相談支援・交流等。
- 日常生活習慣の形成**
後片付け、整理整頓の習慣づけ等
- 社会性の育成**
挨拶や言葉遣い、他の子どもとの接し方に対する助言等
- 体験活動等**
調理実習や年中行事体験、企業や学校見学、ボランティア活動への参加等

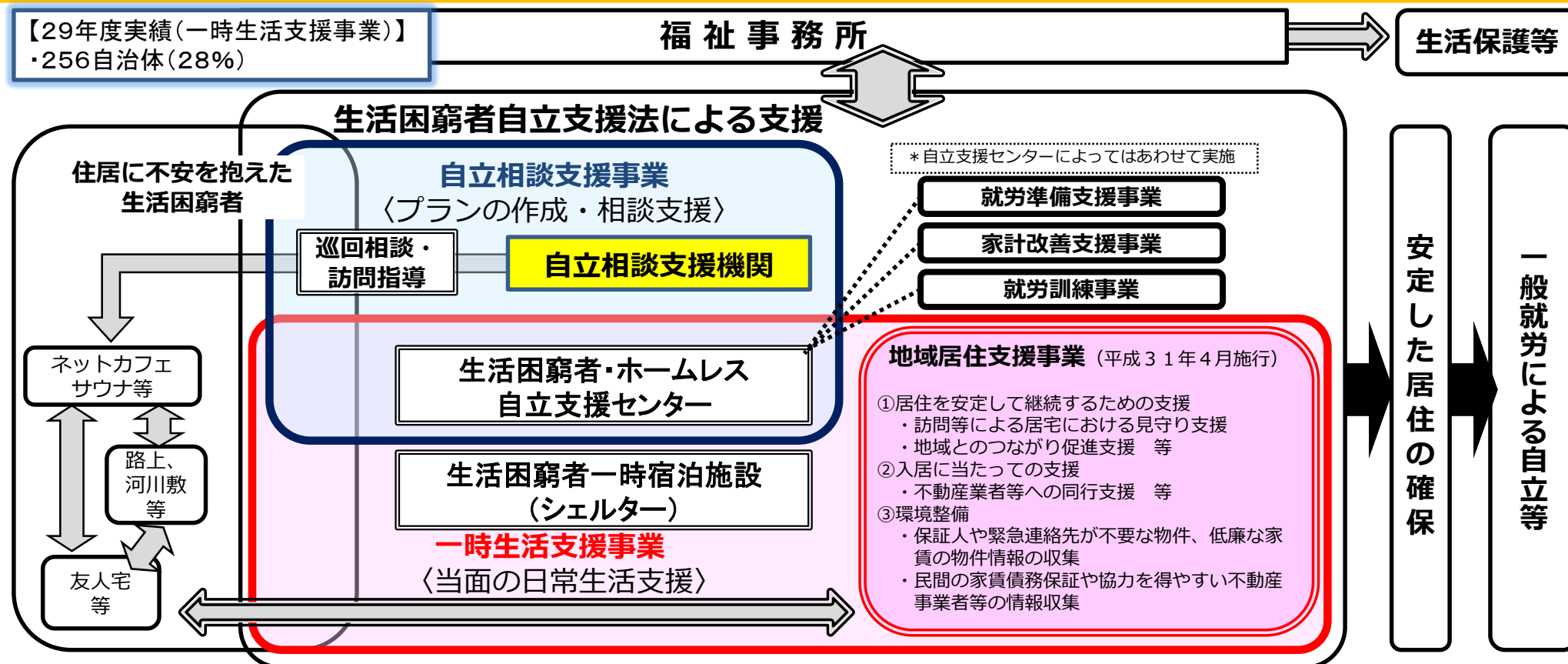
保護者に対する支援

- 子どもの養育に必要な知識の情報提供等**
子どもへの教育の必要性、家事や子育てに関する相談、子どもとの接し方に関する助言、相談会や講座の開催等。
- 子どもを入り口とした世帯全体への支援**
家庭訪問や保護者面談等により、その世帯の子どもの学習状況の確認や親の悩みに寄り添うとともに、必要に応じて自立相談支援事業の利用勧奨や、各種支援策の情報提供や利用支援を実施。

生活習慣・育成環境の改善に関する取組の実施に当たって参考となる効果的な取組例等について、「生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業の推進について（通知）」として策定。

事業の概要

- 一時生活支援事業は、各自治体においてホームレス対策事業として実施してきた、生活困窮者・ホームレス自立支援センター及び生活困窮者一時宿泊施設(シェルター)の運用を踏まえ、これを制度化したものである。
- 福祉事務所設置自治体は、住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、原則3ヶ月間(最大で6ヶ月間)に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施。
- ※ 自立相談支援機関の相談員が必要に応じて支援を実施(自立支援センターの相談員は自立相談支援機関から配置)。
- 改正法において、シェルター等を退所した者や、居住に困難を抱える者であって地域社会から孤立した状態にある低所得者に対して、一定期間(1年間(予定))、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加することにより「居住支援」を強化し、「一時生活支援事業」に「地域居住支援事業」を追加強化(平成31年4月施行)。



期待される効果

- 自立相談支援事業と緊密に連携し、又は一体的に運用することにより、利用中に、課題の評価・分析(アセスメント)を実施し、就労支援、更には就労につなげるなど、効果的な支援の実施が可能となる。
- 住居を持たない生活困窮者に衣食住というサービスを提供することにより、状況によっては、本事業を利用している間に就職し、アパート等を借りるための資金の貯蓄等が実現し自立が可能となる。
- 居宅における見守りや地域とのつながりを支援することにより、社会的孤立を防止するとともに、居宅における自立した日常生活の継続が可能となる。

居住支援の強化について(一時生活支援事業の拡充)

- 現行の一時生活支援事業（シェルター等における生活困窮者に対する一定期間の衣食住の提供）【補助率2/3】を拡充し、**シェルター等を退所した者、居住に困難を抱える者であって地域社会から孤立した状態にある低所得者等**に対して**一定期間（1年間（予定））**、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加することにより居住支援を強化。

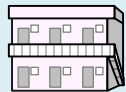
一時的居住のフェーズ 《一定の住居を持たない生活困窮者》

恒久的居住のフェーズ

個別支援

一時的居住の確保

- 生活困窮者・ホームレス自立支援センター、生活困窮者一時宿泊施設（シェルター）等における一定期間の衣食住の提供 等



入居に当たっての支援



- 不動産業者等に同行し、物件や家賃債務保証業者探し、賃貸借契約などの支援を行うとともに円滑な入居を支援。
- 病院のMSW等と連携し、退院・退所後に居住支援を必要とする者を把握した上で、自立相談支援事業における継続的な支援を行う。
→ 適切な住居の確保のための専門的視点を有した上で、宅地建物取引業者、家主、住宅セーフティネット法に基づく居住支援法人などと連携した支援が必要。

居住を安定して継続するための支援



- シェルター等を退所した者や、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある低所得者等を対象に、訪問等による居宅における見守り支援や地域とのつながり促進支援（※）などの、自立した生活に向けた“アフターフォロー”を実施。

※ 「地域とのつながり促進支援」とは、共同利用のリビングを設けるなどにより、日常生活上の相談に応じたり、緊急事態が生じた場合に対応できるよう、地域住民や近隣に居住する低所得者同士の家族的な助け合いの環境づくりの支援をいう。

（支援終了後を見据えた）
支援体制の構築支援

安定した地域生活

環境整備

- 自治体において様々な居住支援サービスの情報を収集した上で、取り組みが低調なサービスはその担い手を開拓、確保する。
 - ・保証人や緊急連絡先が不要な物件や低廉な家賃の物件情報を収集。
 - ・民間の家賃債務保証や協力を得やすい不動産事業者等の情報収集。
 - ・緊急連絡先の代わりになりうる、見守り・安否確認サービス等の情報について、市町村の福祉担当や社会福祉協議会などから収集。
 - ・家賃債務保証や緊急連絡先の引き受けについて、社会福祉法人等に打診、スキームづくり。
 - ・緊急連絡先がなくても入居時に制限がかからない、安価な住居を自ら提供する社会福祉法人等を開拓。
- 居住支援関係機関（宅地建物取引業者、家主、居住支援法人、居住支援協議会等）等との連携体制を確保する。



本マニュアルは、生活困窮者自立支援法（平成25 年法律第105 号）に基づき福祉事務所設置自治体等が行う事務や関係様式について取りまとめたもの。

（第2 総論 4 対象者の捉え方及びその把握・アウトリーチ）

（前略）こうした生活困窮者自立支援の実践も踏まえ、改正（生活困窮者自立支援）法により、生活困窮者の定義の明確化が図られ、経済的困窮に至る背景事情として、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情」が入念的に明示された。（中略）また、この改正も踏まえ、失業を背景事情とする経済的困窮のみを対象とするなど、対象者を狭くとらえるという抑制的な運用とならないよう留意されたい。例えば、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による福島県からの避難者についても、避難生活が長期化するとともに自立した生活の再建が進められている中で、その抱える課題も個別化・複雑化していることから、法の対象者となり得るものであり、そうした方も含め、関係機関との連携も図りながら支援を行っていくことが重要である。（後略）

（第7 住居確保給付金の支給 2（1）支給要件）

住居確保給付金の支給対象となる者は、次表の①～⑧のいずれにも該当する生活困窮者である。

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること
- ② 申請日において、65 歳未満であって、かつ、離職等の日から2年以内であること （後略）

ア 基本要件（則第10 条第1号関係）

① 離職等

離職等とは、離職のほか事業を行う個人の当該事業の廃止をいう（則第3条）。

離職時の雇用形態、雇用期間、離職理由は問わない。ただし、再支給については、従前の支給決定後に常用就職した後に新たに解雇（本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く）された場合のみが対象となる。